

申 出 書 (電話勧誘販売の記載例)

年 月 日

経済産業局長 殿

勧誘が行われたり、契約や申込みを行った地域における都道府県知事又は消費者庁長官若しくは経済産業局長と記載してください。

氏名又は
名 称 印
住 所 県 市 町1-2-3
電話番号 - -

下記の通り、特定商取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがありますので、適切な措置をとられるよう、特定商取引に関する法律第60条に基づき、申し出ます。

記

1. 申出に係る事業者

所在地： 県 市 町 丁目 番

名 称： 株式会社

2. 申出に係る取引の態様

電話勧誘販売

3. 申出の趣旨

別紙記載の通り

取引の公正や消費者の利益を害するおそれがあると認められる行為の内容について、誰が、いつ、何を、どのように行ったのか等を記載してください。

別紙は下記をご覧ください。

4. その他参考となる事項

契約書のコピー、クーリング・オフ通知のコピー

【別紙】

5年前にXという会社の資格取得講座を受講したことがあります。その時は資格を取ることとは出来ませんでしたが、受講料の支払いは終わっています。

9月11日の午後、XのAと名乗る担当者から、職場に電話があり、「以前の講座が途中になっていますので、手続きが必要です。生涯教育なので、資格を取るまでは、途中でやめることは出来ないのですよ。途中でやめるには、修了するための教材を買っていただかなければなりません。」などと言われました。

私は仕事で忙しかったので、「修了しなくていいので、必要ありません。」と言って、電話を切りました。しかし、Aは直ぐにまた電話をかけてきて、「どうして切るんですか。話はまだ終わっていないじゃないですか。」と声を荒げ、再び勧誘を始めました。私は、電話を切ってもまた直ぐかかってくるので、最後まで聞くしかないと諦め、話を聞きました。

Aは1時間近くもしつこく勧誘を続けました。私は何度も「やりません。」と断りましたが、最後には疲れてしまい、また仕事でそれ以上電話を受けているわけにはいかなかったため、仕方なく「分かりました。」と言って契約をすることにしました。

9月13日、自宅にXから宅配便が届きました。開封するとビジネス関係の書籍と、支払総額が40万円という金額が入ったクレジット契約書が入っていました。しかし、40万円という高額な支払いは負担であり、契約書にはサインしたくないと思いました。そこで翌日、クーリング・オフする旨の通知を、Xに送りました。

ところが、9月20日、Xから再度電話があり、「クーリング・オフしても、前の講座を修了する必要があるので、やめられない。教材を買って修了しない限り、ずっと連絡しますよ。」と、またしつこく勧誘されました。その後も、同社から同じ内容の電話がかかってきました。

Xの行為は、消費者の利益を害していると思われるので、特定商取引法第60条に定められている申出を行いたいと考えに至りました。

X： 株式会社

A：